

地球温暖化防止活動推進員活動の手引き

令和7年4月

石川県カーボンニュートラル推進課
石川県地球温暖化防止活動推進センター

も く じ

	頁
1 はじめに	1
2 温暖化防止活動推進員の役割	2
3 温暖化防止活動推進員の活動内容	3
4 活動報告について	7
5 委嘱の事務手続きについて	8
資料編	10
様式編（変更届等）	15
石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱	23
情報収集について	25
問い合わせ先（県内市町）	26

1 はじめに

温室効果ガスは、私たちの日常生活のあらゆる場面から排出されることから、その排出量削減のためには、県民一人ひとりの省エネルギー対策などの地道な努力と県民・事業者・行政が協働して地球温暖化防止に取り組んでいくことが重要であり、そのためには、きめ細かな普及啓発を行い、実践活動に結び付けていく必要があります。

そこで、石川県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、県民や事業者の取組を促進するための拠点として、公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議を「石川県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「県センター」という。）に指定しました。

さらに、平成16年度より、県民の地球温暖化防止活動を促進する活動に強い熱意と識見、そして行動力を持った方を、地球温暖化対策推進法に基づき「石川県地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）として委嘱し、県センターとともに地球温暖化防止に関する普及啓発活動の拡大を進めております。

2 温暖化防止活動推進員の役割

(1) 温暖化防止活動推進員の要件について

推進員は、地球温暖化対策推進法に基づき、次の要件を満たす方で、県センター及び市町から推薦のあった方の中から、知事が委嘱するものです。

＜石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱（抜粋）＞

（推進員の要件）

第2条 推進員の要件については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

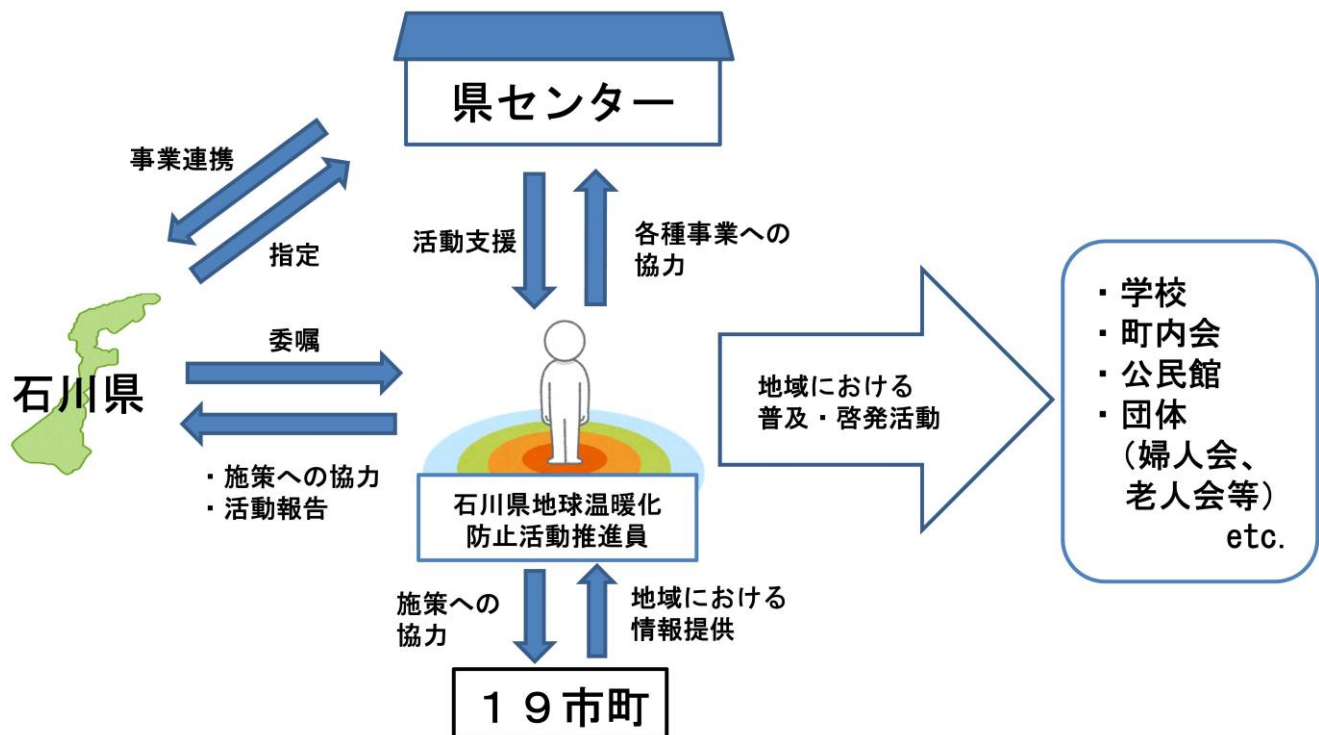
- 一 年齢満18歳以上の者
- 二 石川県内に居住、勤務又は在学している者
- 三 地球温暖化の現状認識や地球温暖化対策に関して識見を有する者
- 四 地球温暖化防止に関する活動に取り組む熱意を有する者

(2) 温暖化防止活動推進員の役割について

推進員の方の役割は、地球温暖化防止のために、次の活動を行っていただくことです。

- ① 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めるための啓発を行うこと
- ② 県民や各種団体が行う地球温暖化防止に関する活動について、その求めに応じて支援及び助言を行うとともに、普及啓発の講師等として協力すること
- ③ 県センターが実施する各種事業に協力すること
- ④ 地球温暖化防止対策に関する情報や事例を収集するとともに、適宜、当該情報を提供すること
- ⑤ 温室効果ガスの排出抑制等のために国、県、市町が行う施策に必要な協力を行うこと

【石川県地球温暖化防止活動推進員 活動関連図】



3 温暖化防止活動推進員の活動内容

推進員の活動は、自主的な普及・啓発活動が中心となりますので、自分の生活の中でできる範囲内のことを行ってください。

自主的な普及・啓発活動の概要については、以下①～⑤のとおりですが、皆さんの日常生活や仕事などの都合に合わせて、取り組みやすい事項から、徐々に活動を始めてください。

なお、推進員の方は、他の人に取組を促す前に、まず自ら地球温暖化防止活動を積極的に実践することが必要です。

例えば、家庭における省エネ対策として、人のいない部屋の照明や見ていないテレビをこまめに消す、加減速を控えるなどエコドライブに取り組む、買い物袋（マイバッグ）を持参するなど、環境にやさしい行動を心がけ、身近なことから実践することにより、体験談として説明することができ、より説得力のある啓発ができます。

また、電気、ガス、水道の使用量を記録することで、どの部分で無駄が多いかを把握するため環境家計簿をつけてみましょう。目に見えないエネルギーの使用量を確認することで、取組への心がけが生まれ、具体的な地球温暖化防止効果の把握に繋がります。

① 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めるための普及啓発を行うこと

各地域には、自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会など様々な団体があり、それぞれが定期的に会合を実施していますので、そういった機会を利用して普及啓発活動を行うことも効果的な方法の一つです。

地域の自治会やPTAなどの集会等の情報を得た場合は、主催者に時間を設けてもらうよう依頼し、自らが講師、助言者として地球温暖化防止についての情報提供や、省エネ化・省資源化の具体的な行動（いしかわ版環境ISO「家庭版」「事業者版」「工場・施設版」「学校版」「地域版」等）の周知及び実践の啓発を行うようにしてください。

しかし、そういう場いきなり出向いていくのは難しいと思われますし、また、会合がいつ何処で行われるかということを知ることも簡単ではないと思われます。このような場合は市町の環境担当課又は県センターまでご相談ください。

② 県民や各種団体が行う地球温暖化防止に関する活動について、その求めに応じて支援及び助言を行うとともに、普及啓発の講師等として協力すること

地球温暖化防止活動に取り組もうとする団体等から相談や協力等の依頼があったときは、その求めに応じて支援してください。他の推進員の方や、その他県内外の地球温暖化防止を目的とする団体の活動事例が支援する際の参考となります。

地球温暖化防止を普及啓発するためには、質問や疑問に答えていく必要があります。様々な年齢層の方が、各自でいろいろな活動を実践していくこととなるため、相談・質問の内容も多種多様なものになるかと思いますが、可能な限りご自身で回答いただき、専門的な内容の場合は、相談者の方に後日回答する旨をお伝えし、県センターや他の推進員の方と相談の上、回答するように努めてください。

<県内推進員活動事例>

1 学童クラブと協力して行う環境保護活動



(1)活動内容

地域や学校と協力し、学童クラブの子供たちと一緒に、穴水町で川の観察、生き物調べ、歴史調べ、地図作り、看板設置などの活動を5回行いました。

(2)活動した推進員からのコメント

縄文時代から地元の暮らしにつながってきた穴水町の宮川で、水生昆虫研究家の先生と共に生き物観察会を楽しく続けています。宮川は海から上流まで観察できるおすすめのスポットなので、ぜひ一度遊びに来てください。

2 グリーンカーテン教室



(1)活動内容

エコハウスにおいて、グリーンカーテン教室を開催しました。効果や楽しみ方の解説の後、縁側に出て、参加者の皆さんと一緒に活動しながら、土作りや水や肥料のやり方、摘芯の大切さを伝えました。

(2)活動した推進員からのコメント

体験的な研修を行う時には、自分自身が再体験しながら活動を行う上でのポイントを見つけだし、正確なデータに基づく資料を提供することで、受講者にわかりやすく伝える工夫をしました。

③ 県センターが実施する各種事業に協力すること

県センターでは地球温暖化防止に関連する事業を展開しております。主な事業と、協力していただく活動内容は下記のとおりです。

(1) 推進員向け研修会の開催

研修会の内容等を決める検討会への参加、研修会で学んだ知識の普及啓発という形で協力してください。

(2) 環境啓発イベントへの参加

県センターがイベント出展時に設置するブースにおけるスタッフとして協力してください。

(3) 県内各団体が行う研修等への協力

県内各団体が行う研修会等の講師として協力してください。

④ 地球温暖化防止対策に関連する情報を収集するとともに、適宜、当該情報を提供すること

地球温暖化問題は、分野が多岐にわたっているため、普及啓発活動を行う上で、幅広い知識が必要となります。

推進員として、幅広い知識を習得するため、県、県センター又は市町などが行う行事、研修会、講演会等に積極的に参加し、情報や事例の収集に努めてください。

なお、活動を通じて得た情報や事例は、他の地域でも役立つこともありますので、県センター又は県まで情報を適宜提供するようにお願いします。

また、活動をする際に「こういうものがあれば説明がしやすい」といった資料（パンフレット等）の提案があれば、県センターまでご意見をお出してください。

⑤ 温室効果ガスの排出抑制等のために国、県、市町が行う施策に必要な協力を行うこと

国、県、市町では、地球温暖化防止の普及啓発のため、各種イベントの開催やパンフレット作成等の施策を実施しております。

施策を推進する上で、推進員の皆さんに、啓発パンフレットの配布などを依頼する場合がありますので、積極的に協力してください。

4 活動報告について

推進員の皆さんには、1年間の活動について「活動報告書」を作成していただき、県センターを通じて県に報告してください。

また、収集した情報や意見、要望等のうち、県センター又は県に報告しておいたほうがいいと思われる事項については、様式を問わず随時ご報告ください。

なお、推進員の皆さんからいただいた活動報告については、とりまとめの上、推進員の皆さんが活動を行うための参考資料とさせていただくとともに、県民に皆さんの活動を紹介するため、その写しをセンターに備え置くこととしております。

下記資料は、推進員の方が啓発手段の一つとして作成したリーフレットです。このような参考となる資料がある場合には、活動報告書に添付し、提出してください。



<江戸時代はエコな暮らし（推進員提供）>

深い井戸からくみ上げた水を売る冷水売り、体を内側から冷やすスイカの切り売りを行う水菓子屋など、生活の知恵を活用することで、暑い夏を快適に過ごすことができる江戸時代における「エコな暮らし」をリーフレット形式で掲載。

5 委嘱の事務手続きについて

(1) 委嘱期間について

推進員の委嘱期間は、委嘱をした日から1年経過後最初の3月31日までの約2年間となっております。重ねてお願いする場合がありますので、その場合はご協力をお願いします。

(2) 推進員の身分について

知事から委嘱されるものですが、公務員としての身分を持つものではないので、地方公務員法等による制限、制約を受けることはありません。

(3) 推進員の登録について

県は、推進員の方の活動支援を目的に、推進員の氏名や住所、その他公開の承諾をいただいた事項を掲載した登録簿を作成し、県センター及び市町に送付いたします。

(4) 委嘱の辞退について

要綱に定める要件を満たさなくなったときや、都合により推進員としての活動が困難になった場合は、委嘱を取り消させていただくこととなりますので、県カーボンニュートラル推進課までご連絡の上、「石川県地球温暖化防止活動推進員辞退届」を提出してください。

(5) 推進員の活動費の負担について

推進員の皆さんに行っていただく活動については、基本的にボランティアとして普及啓発活動を行っていただくものであり、県では活動に係る経費の負担はいたしません。

なお、講師等の協力を依頼された団体等から支給される経費については、社会通念上許される範囲の中で判断していただくこととなります。

(6) 推進員の肩書き利用について

推進員としての活動を円滑に進めるため、名刺に推進員の肩書きを表示することについては、特に制限いたしません。また、推進員の肩書きで著述や出版を行うことも特に制限いたしません。

(7) 登録簿の記載事項の変更について

登録簿の記載事項を変更する場合は、県カーボンニュートラル推進課までご連絡の上、「登録簿記載内容変更届」を提出してください。

(8) 個人情報の取り扱いについて

個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理いたします。

(9) 様式の掲載先について

「活動報告書」「辞退届」「登録簿記載内容変更届」の様式については、県のホームページに掲載しています。

その他、推進員の活動などについて、不明な点や疑問な点がございましたら、県カーボンニュートラル推進課または県センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

●県カーボンニュートラル推進課

(電話) 076-225-1469 (FAX) 076-225-1479

(Mail) cn2@pref.ishikawa.lg.jp

●県センター（(公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議内）

(電話) 076-266-0881 (FAX) 076-266-0882

(Mail) info@eco-partner.net

【資料編】

1 県の地球温暖化防止の取組みについて

県では、地球温暖化防止の普及啓発のため、下記のような取組を行っております。県ホームページにおいて、取組の詳細や関連パンフレット等の資料を公開しておりますので、活動の際にご活用いただき、積極的な取組への参加と周知にご協力ください。

(1) いしかわ版環境ISO

県民総ぐるみで自主的な環境保全活動を展開するため、少し努力すれば達成できる目標を自ら設定し、実行、改善を継続的に行うP D C Aサイクルを取り入れた、本県独自の取組である「家庭版」「事業者版」「学校版」「地域版」の4つの「いしかわ版環境I S O」を推進しています。

推進員の皆さんは、「エコファミリー（いしかわ家庭版環境ISO認定家庭）」として、自ら積極的に省エネ・節電に取り組んでください。

また、電力需要の高まる夏には、省エネ・節電のみならず、熱中症対策をはじめとした気候変動対応を取り入れた「気候変動対応アクションプラン」の実践を呼び掛けていますので、地域の方々への周知にもご協力ください。

[illegible]

気候変動対応アクションプラン取組シート

（２）いしかわエコチケット事業

省エネ・節電などの地球温暖化防止に取り組み、「エコファミリー（いしかわ家庭版環境 ISO）」にお申し込みいただいたご家庭に、グリーンカーテンの設置や省エネ家電の購入などの取り組みに応じて、県産農産物の購入などに使える「エコチケット」を交付しています。

＜取組期間＞

いずれかの期間（季節）に 3 か月間、エコ活動に挑戦していただきます。

春： 4 月 1 日～6 月 30 日

夏： 7 月 1 日～9 月 30 日

秋： 10 月 1 日～12 月 31 日

冬： 1 月 1 日～3 月 31 日

＜対象となる活動＞

1. 3 か月間の電気使用量の削減活動（前年より 5%以上削減）
2. クリーンエネルギー電力の契約
3. 省エネ家電の購入（4 台まで）
4. 宅配ボックスの購入
5. グリーンカーテンの設置
6. コンポストの設置

専用の申請書に添付書類を添えて、県電子申請システムから申請してください。

電子申請システム URL

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure/1784258781358083094>

（３）エコドライブの呼びかけ

県内の CO₂ 排出量の 20% 以上を運輸部門が占めています。地球温暖化防止に向けて、発進時のふんわりアクセルや車間距離にゆとりをもった加速・減速の少ない運転など、ひとり一人が「エコドライブ」を意識した運転を心がけるように呼び掛けています。



2 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 (デコ活) について

環境省が中心となり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すため、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進し、国民のより良い豊かな暮らし創りを企業・自治体・団体等と一緒に後押しします。

石川県は、「デコ活」に賛同し、市町や関係団体と連携しながら、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを推進していきます。詳細については、国民運動「デコ活」のホームページをご覧ください。

<デコ活アクション> まずはここから

デ 電気も省エネ 断熱住宅

コ こだわる楽しさ エコグッズ

カ 感謝の心 食べ残しゼロ

ツ つながるオフィス テレワーク



3 県センター貸出物品・貸出会議室について

(1) 貸出物品一覧

地球温暖化防止の普及啓発を行う上で必要となる知識を習得していただくための書籍や、普及啓発の際に役立つツールとしてパネルの貸し出しを行っており、貸出書籍、パネルの一覧は県センターのホームページにて公開しております

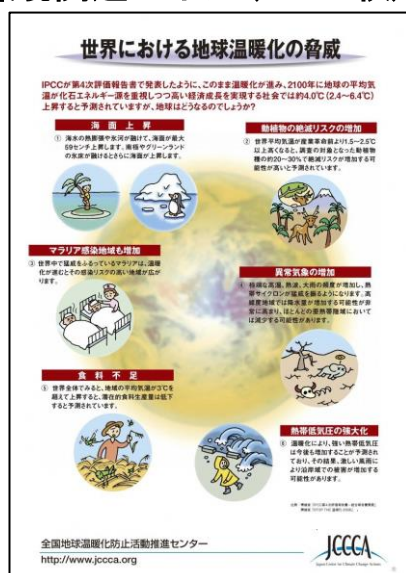
●料 金 無料

●貸出期間 2週間以内

① 環境関連書籍(全 1,538 冊) (R7.3 時点)

ジャンル一覧		
環境学習(261 冊)	自然(215 冊)	環境問題(184 冊)
地域環境関連(178 冊)	温暖化防止関連(79 冊)	リサイクル(55 本)
企業と環境(51 冊)	廃棄物関連(33 冊)	その他(482 冊)

②環境関連パネル(全 28 枚)



(例 1) 世界における地球温暖化の脅威
(サイズ: ﾀﾞｲ 850mm×ﾎﾞｸ 600mm)



(例 2) 私たちができること
-うちエコ! アクション②-
(サイズ: ﾀﾞｲ 850mm×ﾎﾞｸ 600mm)

※出典: 環境省「地球温暖化パネル」

県センター内では、環境関連DVD・ビデオの視聴が可能です。希望の方は、県センター受付までご相談ください。

(2) 貸出スペース

県センターでは、地球温暖化防止の啓発のための勉強や、イベント等の打合せの場を提供するため、いしかわエコハウス内にある会議室等の貸出を行っております。

- 場 所 金沢市鞍月 2 丁目 1 番地 (いしかわエコハウス内)
- 料 金 無料
- 使用時間 午前 9 時～午後 7 時 (ただし、日曜日は午後 5 時まで)
- 利用可能施設

施設名	利用人数
会議室	ロの字会議形式で 10～15 名 教室形式で 15～25 名
相談コーナー	5 名程度
交流コーナー	20 名程度
エコキッチン (1 階全フロア)	20 名程度 (50 名程度)

- そ の 他 ・ 室内禁煙

利用の際は、県センターまでご連絡の上、「施設利用申込書」（エコハウス内に設置）をご提出ください。

【会議室】



【相談コーナー】



【エコキッチン】



石川県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

年 月 日

(石川県地球温暖化防止活動推進センター経由)

石川県知事 様

(報告者氏名)

年度に石川県地球温暖化防止活動推進員として活動した内容を、石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

1 活動報告について

分類※ ¹	月日	活動内容	活動場所	対象者	人数※ ²	備考

※1 分類欄には下記のいずれかの番号をご記入ください。

- ① 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めるための普及啓発を行うこと
- ② 県民や各種団体が行う地球温暖化防止に関する活動について、その求めに応じて支援及び助言を行うとともに、普及啓発の講師等として協力すること
- ③ 県センターが実施する各種事業に協力すること
- ④ 地球温暖化防止対策に関連する情報を収集するとともに、適宜、当該情報を提供すること
- ⑤ 温室効果ガスの排出抑制等のために、国、県、市町が行う施策に必要な協力を行うこと

※2 啓発活動を行った場合は、その対象人数をご記入ください。

2 県民からの質問・相談への対応

月 日	質問・相談の内容	対応結果

3 現在所属している環境団体と活動地域について（該当する場合のみ記入）

現在所属している 環境団体	
活動地域	※県内全域又は該当する市町にチェック（✓）を入れてください。 なお、県内全域を選択された場合は、市町にチェック（✓）をする必要はありません。 ☐ 県内全域 ☐ 金沢市 ☐ 七尾市 ☐ 小松市 ☐ 輪島市 ☐ 珠洲市 ☐ 加賀市 ☐ 羽咋市 ☐ かほく市 ☐ 白山市 ☐ 能美市 ☐ 野々市市 ☐ 川北町 ☐ 津幡町 ☐ 内灘町 ☐ 志賀町 ☐ 宝達志水町 ☐ 中能登町 ☐ 穴水町 ☐ 能登町

4 環境保全に関する資格について（該当する場合のみ記入）

環境保全に 関する資格	
----------------	--

5 地球温暖化防止活動を行うにあたり、他者に薦めたいユニークな事例やアイデアを教えてください（参考となる資料があれば添付してください）。

--

6 1年間の活動を終えての感想やセンター、県に対する意見があれば教えてください。

--

【注意事項】

- ・ 記入欄に不足が生じる場合は、別紙にてご提出ください。
- ・ 集計作業を行いますので、できる限り電子データでの提出にご協力をお願いします。
- ・ ご記入いただいた個人情報については、石川県個人情報保護条例に基づき取り扱うものとし、個人を特定しない範囲での集計データに使用します。
- ・ ご記入いただいた事例を研修会等で紹介する場合は、別途、ご相談させていただきます。

石川県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

令和○年○月×日

(石川県地球温暖化防止活動推進センター経由)
石川県知事 様

(報告者氏名) 石川 太郎

令和○年度、石川県地球温暖化防止活動推進員として活動した内容を、石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

1 活動報告について

分類※1	月日	活動内容	活動場所	対象者	人数※2	備考
③	8/24 ~25	いしかわ環境フェア にて家庭版 ISO の取 組みを啓発	県産業展示館	一般	1,500 人 程度	
②	9/23	エコクッキングの講 師	〇〇公民館	〃	40 人	
④	2/8	推進員研修会に参加 (オンラインで受講)	自宅	〃		
①	10/10	地域の会合で省エネ・ 節電の啓発を行った	××町会の集 会場	〃	15 人	

- ・今年度に活動ができなかった場合は、1 ページ目の余白に「〇〇の理由により活動ができなかった」と記載した報告書を必ず提出してください。
- ・企業の環境保全担当の場合は、企業内での環境保全活動について記載してください。
(市町職員も同様)

※1 分類欄には下記のいずれかの番号をご記入ください。

- ① 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めるための普及啓発を行うこと
- ② 県民や各種団体が行う地球温暖化防止に関する活動について、その求めに応じて支援及び助言を行うとともに、普及啓発の講師等として協力すること
- ③ 県センターが実施する各種事業に協力すること
- ④ 地球温暖化防止対策に関連する情報を収集するとともに、適宜、当該情報を提供すること
- ⑤ 温室効果ガスの排出抑制等のために、国、県、市町が行う施策に必要な協力を行うこと

※2 啓発活動を行った場合は、その対象人数をご記入ください。

2 県民からの質問・相談への対応

月 日	質問・相談の内容	対応結果
×月×日	地域の方より「冷蔵庫の買い換えを検討している。最新の冷蔵庫は省エネ性能が高いと聞すが、どれだけ違うのか」と質問された。	しんきゅうさんを使って、簡単にシミュレーションを行い、古い冷蔵庫と最新の冷蔵庫の年間消費電力量の違いと、お店で選ぶ際の参考となる省エネラベルの見方を教えた。

3 現在所属している環境団体と活動地域について（該当する場合のみ記入）

現在所属している 環 境 団 体	いしかわ環境保全ネット
活 動 地 域	※県内全域又は該当する市町にチェック（✓）を入れてください。 なお、県内全域を選択された場合は、市町にチェック（✓）をする必要はありません。 ☐ 県内全域 ☒ 金沢市 ☐ 七尾市 ☐ 小松市 ☐ 輪島市 ☐ 珠洲市 ☐ 加賀市 ☐ 羽咋市 ☐ かほく市 ☒ 白山市 ☐ 能美市 ☒ 野々市市 ☐ 川北町 ☐ 津幡町 ☐ 内灘町 ☐ 志賀町 ☐ 宝達志水町 ☐ 中能登町 ☐ 穴水町 ☐ 能登町

4 環境保全に関する資格について（該当する場合のみ記入）

環 境 保 全 に 関 す る 資 格	eco 検定(令和3年×月合格)
------------------------	------------------

5 地球温暖化防止活動を行うにあたり、他者に薦めたいユニークな事例やアイデアを教えてください（参考となる資料があれば添付してください）。

イベント会場などで「しんきゅうさん」やパンフレットを使い省エネ家電のPRを行った。
PRするときには、目で見て分かるようにタブレット端末を使った。

6 1年間の活動を終えての感想やセンター、県に対する意見があれば教えてください。

- ・研修会やサロンで他の温暖化防止に取り組む方々と交流し、様々な考え方に触れられたことは貴重な経験になった。
- ・約1時間の講義をする中で、上手に皆さんに伝えることができない場面があった。温暖化防止に関する知識だけではなく、コミュニケーションの方法についても学んでいきたい。

活動内容が分かる資料があれば、報告書を送付の際に一緒に提出してください。

年 月 日

石川県知事

様

住所：

氏名：

登録簿記載内容事項変更届

この度、下記のとおり温暖化防止活動推進員委嘱候補者登録簿の記載内容に変更が生じたので、石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

(変更前の内容)

(変更後の内容)

※ 推進員委嘱候補者履歴書に変更内容を記載したものを添付してください。

記入例

〇〇年 〇月 〇日

石川県知事 △△ △△ 様

住所： 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

氏名： 石川 太郎

登録簿記載内容事項変更届

この度、下記のとおり温暖化防止活動推進員委嘱候補者登録簿の記載内容に変更が生じたので、石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第 8 条の規定に基づき届け出ます。

記

(変更前の内容) ①活動地域： 金沢市

②得意分野： 温暖化全般

(変更後の内容) ①活動地域： 県内全域

②得意分野： 温暖化全般、エネルギー

※ 推進員委嘱候補者履歴書に変更内容を記載したものを添付してください。

年 月 日

石川県知事

様

住所：

氏名：

石川県地球温暖化防止活動推進員辞退届

この度、下記の理由により、推進員としての活動ができなくなったので、石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第4条の規定に基づき、辞退することを申し出ます。

記

推進員として活動できなくなった理由

記入例

〇〇年 〇月 〇日

石川県知事 △△ △△ 様

住所： 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

氏名： 石川 太郎

石川県地球温暖化防止活動推進員辞退届

この度、下記の理由により、推進員としての活動ができなくなったので、石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第4条の規定に基づき、辞退することを申し出ます。

記

推進員として活動できなくなった理由

県外に転居することとなり、石川県内での活動が困難になったため。

石川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 年齢満18歳以上の者
- 二 石川県内に居住、勤務又は在学している者
- 三 地球温暖化の現状認識や地球温暖化対策に関して識見を有する者
- 四 地球温暖化防止に関する活動に取り組む熱意を有する者

(推進員の委嘱)

第3条 知事は、次の各号に掲げる者のうち、適当と認められる者を推進員として委嘱するものとする。

- 一 石川県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県温暖化防止推進センター」という。）の長が推薦する者
- 二 県内の市町長が推薦する者

2 知事は、前項の規定により推進員を委嘱するときは、当該推進員に委嘱状を交付するものとする。

3 知事は、推進員を委嘱したときは、県温暖化防止推進センター及び市町にその旨通知するものとする。

(委嘱の期間及び委嘱の取消し)

第4条 推進員の委嘱期間は、委嘱の日から1年経過後最初の3月31日までとする。なお、推進員の再任は、これを妨げない。

2 知事は、推進員の申出により、次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すものとする。

- 一 第2条に掲げる推進員の要件を満たさなくなったとき。
- 二 やむを得ない事由により、推進員の活動を行うことができなくなったとき。

(登録簿の作成)

第5条 知事は、推進員の氏名、住所その他公開することについて承諾を得た事項を掲載した登録簿を作成し、必要に応じて情報提供を行うものとする。

2 知事は、登録簿を作成したときは、その写しを県温暖化防止推進センターに送付するものとする。

(推進員の活動)

第6条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めるための普及啓発
- 二 県民や各種団体が行う地球温暖化防止に関する活動について、その求めに応じて支援及び助言を行うとともに、普及啓発の講師等としての協力
- 三 県温暖化防止推進センターが実施する各種事業への協力
- 四 地球温暖化防止対策に関連する情報や事例を収集するとともに、適宜、県への当該情報の提供
- 五 温室効果ガスの排出の抑制等のために国、県又は市町が行う施策への必要な協力

(活動状況の報告)

第7条 推進員は、活動状況について、毎年度、県温暖化防止推進センターを通じて知事へ報告するものとする。

(変更の届出)

第8条 推進員は、登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに、知事にその旨届出るものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行の日以前に委嘱した推進員の委嘱期間については、従前のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

情報収集について

効果的な地球温暖化防止の取組みを行うには、日々の情報収集が大切です。収集の目的とそれに対応する主なホームページのURLを下記に掲載いたしましたので、参考にしてください。

目 的	URL
地球温暖化の現状や国内外の動向について	●環境省「地球温暖化対策」 https://www.env.go.jp/seisaku/list/ondanka.html ●気象庁「地球温暖化」 https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/ ●全国地球温暖化防止活動推進センター https://www.jccca.org/
地球温暖化防止関連の統計データについて	●環境省「環境統計」 https://www.env.go.jp/doc/toukei/index.html
節電のことについて	●資源エネルギー庁 https://www.enecho.meti.go.jp/ ●環境省「みんなで節電アクション」 https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/setsuden/
家庭における地球温暖化防止の取組について	●環境省「家庭での取組」 https://www.env.go.jp/seisaku/list/ondanka_home.html
事業所や団体等で行われている地球温暖化防止の取組について	●環境省「Fun to Share」 https://ondankataisaku.env.go.jp/funtoshare/
「デコ活」の取組について	●環境省「デコ活」 https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/

問い合わせ先（県内市町）

名称	担当課	電話番号・FAX	住所
金沢市	環境政策課	TEL:076-220-2304 FAX:076-260-7193	〒920-0999 金沢市柿木畠1番1号
七尾市	環境課	TEL:0767-53-8421 FAX:0767-53-3315	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地
小松市	環境推進課	TEL:0761-24-8067 FAX:0761-23-6404	〒923-8650 小松市小馬出町91番地
輪島市	環境対策課	TEL:0768-23-1853 FAX:0768-23-1153	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地
珠洲市	企画財政課 自然共生室	TEL:0768-82-7716 FAX:0768-82-2896	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地2
加賀市	環境課	TEL:0761-72-7892 FAX:0761-72-7991	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41番地
羽咋市	環境安全課	TEL:0767-22-7137 FAX:0767-22-0240	〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地
かほく市	防災環境対策課	TEL:076-283-7124 FAX:076-283-1115	〒929-1195 かほく市宇野気ニ81番地
白山市	環境課	TEL:076-274-9538 FAX:076-274-9535	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地
能美市	生活環境課	TEL:0761-58-2217 FAX:0761-58-2292	〒923-1297 能美市来丸町1110番地
野々市市	市民生活課	TEL:076-227-6052 FAX:076-227-6251	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地
川北町	住民課	TEL:076-277-1126 FAX:076-277-2584	〒923-1295 川北町字老ツ屋174番地
津幡町	生活環境課	TEL:076-288-6701 FAX:076-288-7935	〒929-0393 津幡町字加賀爪ニ3番地
内灘町	住民課	TEL:076-286-6701 FAX:076-286-6704	〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1
志賀町	環境安全課	TEL:0767-32-9321 FAX:0767-32-3933	〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1
宝達志水町	環境安全課	TEL:0767-29-8140 FAX:0767-29-4623	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1
中能登町	生活環境課	TEL:0767-72-3927 FAX:0767-72-3929	〒929-1692 中能登町能登部下91部23番地
穴水町	環境安全課	TEL:0768-52-3770 FAX:0768-52-4002	〒927-8601 穴水町字川島ウ174番地
能登町	住民課	TEL:0768-62-8510 FAX:0768-62-8001	〒927-0492 能登町字宇出津新1字197番地1

<制作>

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

(電話) 076-225-1469 (FAX) 076-225-1479

(住所) 〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

(Mail) cn2@pref.ishikawa.lg.jp

石川県温暖化防止活動推進センター ((公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議内)

(電話) 076-266-0881 (FAX) 076-266-0882

(住所) 〒920-8203 金沢市鞍月 2 丁目 1 番地

(Mail) info@eco-partner.net